

- ① [1]法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組  
[2]日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組

- ② 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援(金銭管理等)・意思決定支援に関する取組

- ③ [1]寄付等による多様な主体の参画を促す取組  
[2]支援困難事案に都道府県等が関与する取組

- 新**  
[1]包括的な相談・調整窓口の整備  
[2]総合的な支援パッケージを提供する取組

## 対象地域

【面積】43.15km<sup>2</sup>  
【人口】132,112人  
【うち65歳以上】40,324人  
【高齢化率】30.5%

※令和8年1月時点

## 背景・経緯

- ・ **検討開始時期**：令和4年度
- ・ **取組開始時期**：令和7年4月
- ・ **開始に至る経緯**：近年、身元保証や自身の死後に不安を抱えている方からの問い合わせを多くいただいており、「地域の困りごと」として対応すべく検討を重ね、市への政策提言で採用され、令和7年4月より実施に至る。

## 事業概要、実施スキーム

### 【事業概要】

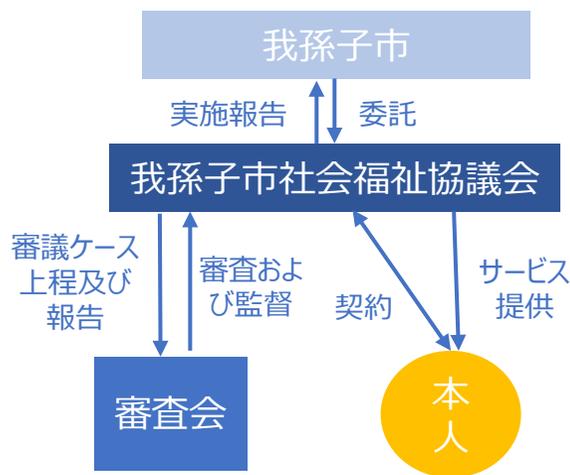
支援可能な親族がない高齢者や障がい者に対して、医療や福祉制度等を利用する上で予想される今後の生活課題について相談・援助を行うため、あんしん生活支援事業を行う。月1回の見守りや、入院・入所時の同行・同席、手続代行や緊急時の対応等を行うほか、主に入院・入所中の方に対し、必要に応じて預貯金の出し入れ、重要書類等の保管などの生活支援も提供する。さらに、専門職との公正証書遺言の作成支援や、死後事務委任契約によって、本人の希望に沿った葬儀が実行されるよう、本人に寄り添った意思決定支援を行っている。

### 【利用者の要件】

- 以下の全てに該当する我孫子市民
- ✓ 我孫子市在住（在宅者）
  - ✓ 65歳以上の高齢者夫婦・独居高齢者
  - ✓ 障がい者世帯
  - ✓ 支援可能な親族がない
  - ✓ 判断能力がある

### 【夜間・休日等の緊急連絡先及びその対応】

携帯電話にスマート留守電アプリを導入予定。  
緊急時は担当職員に情報が配信され、対応できる職員が可能な範囲で応急的な対応を行う。



## ステークホルダーの役割

### 【管理監督団体】

#### ①我孫子市

- 実施主体
- 我孫子市社会福祉協議会からの実施報告受付

#### ②我孫子市社会福祉協議会（委託）

- 我孫子市への実施報告
- 利用者を月1回訪問または電話等で健康状態・生活状況等の確認
- 利用者からの依頼を受けて、生活支援サービス等を提供する
- 死後事務委任契約締結・公正証書遺言作成支援
- 新規申込者を審査会へ上程
- 審査会へ定期報告
- <審査会>
- 利用者からの申込により随時開催
- 契約締結について審議を行う
- 契約ケースの定期報告を受ける
- 契約ケースで必要があれば支援内容等の審議を行う

### 【利用者（市民）】

- 情報収集、我孫子市社会福祉協議会等に相談
- 我孫子市社会福祉協議会と契約
- 契約に沿って公正証書遺言作成または死後事務委任等のサービスを受ける

## 基本指標 (R7.12時点)

### 【自治体】千葉県我孫子市

- ・ 予算：649万円 (令和7年度)

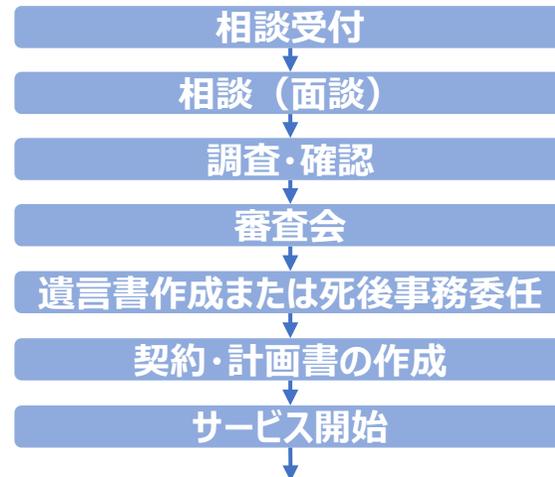
### 【相談対応・日常生活支援・入院入所の手続き支援・死後事務支援の体制】

- ・ 常勤：3人 (正規職員による兼任)

### 【事業の実績】

- ・ 新規相談件数：76名 (実績・延べ相談件数：136件)
- ・ 新規契約数：1人
- ・ フォロー中人数：6人

## 利用の流れ



※概ね3〜6か月

## 提供サービス

●がついているサービスは、任意サービス (有料)

### 見守りサービス

月1回

- ・ 訪問または電話で健康チェックや生活状況の確認

### 生活支援サービス

- 銀行等からの金銭の出し入れ
- 重要書類等の保管
- その他の生活支援サービス

### 遺言作成/死後事務

- 専門職 (弁護士等) との公正証書遺言等の作成支援
- 死後事務委任契約

### あんしんサービス

- 終末期の医療サービスに関する指示書の作成
- 緊急連絡先としての対応
- 施設入所や入院時の説明の立ち合いや契約時の同行・同席
- 終末期医療に関わる説明等の際に同行・同席
- 病院や施設への支払い代行
- 電気・ガス・水道、新聞等の利用休止手続きの代行、郵便物の確認・お届け
- 急な入院時、自宅にある必要な生活用品のお届け等

## 工夫、配慮等

### 【工夫・配慮】

- ・ 初回相談以降も必要に応じて面談や親族・関係者への聞き取りなど、本人状況にサービスが適しているかの確認を行うとともに、任意後見制度や他の福祉サービスを紹介することで本人が自身に合ったサービスを選択できるようにしている。
- ・ また、契約審査会においても本人の判断能力の有無を審議、確認し、本サービスの利用が適さない場合は、他の福祉サービスや成年後見制度につなぐ。
- ・ 本人の尊厳を大切にするため、終末期医療サービスの指示書の作成を行い、万が一の時には病院に提示する。
- ・ 生活困窮者世帯に対する月会費の免除や預託金の積立制度を設け、資力がなくてもサービスを受けることができるようにしている。(生活保護受給者は対象外)

### 【効果】

- ・ 契約者がまだいないため実際の効果について言及することができないが、事業実施以降、地域の方よりたくさんの問い合わせや応援の声がけ等を得ているので、この事業が利用者の「安心できる生活」に繋がるよう努めていく。

## 現状の課題、今後の展開

- ・ まだ利用者が少ないため明確な課題が掴めていないが、先行している足立区では利用者の増加に合わせた人員配置 (人件費の捻出) や、紛争性のある方の対応などにかなり苦慮したと伺っているので、そこを懸念している。
- ・ 併せて、支援体制や預託金の管理システムなども状況に応じて見直していく必要がある。